平成３０年（フ）第３５号
福島県伊達市保原町字赤橋76番地５　Ｋハウス102号、従前の住所福島市森合字森下２番地の２　黒沢ハイツ301
債務者　伊深　康平
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４２号
福島市永井川字松木下35番地の２　メゾン若木Ⅱ203
債務者　鈴木　智也
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
福島県白河市葉ノ木平18番地８　メルシャインＢ棟203号室
債務者　藤井美也子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木490番地３
債務者　竹内　利光
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１０３号
埼玉県本庄市小島３丁目４番19号
債務者　後藤　宏幸
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８７号
新潟市中央区弁天橋通１丁目４番５号　モンシャトー202、前住所新潟市北区西名目所2674番地１
債務者　若槻　翔太
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
富山県黒部市荒俣98番地、前住所富山県黒部市堂田12番地
債務者　八木　陽子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第８７号
山梨県笛吹市一宮町竹原田1175番地、住民票上の住所静岡県浜松市東区中野町2603番地　ベルジュ　302
債務者　岩間　智也
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
山梨県甲府市中央５丁目６－18、住民票上の住所山梨県富士吉田市新西原４丁目７番６号西原ハイツ121号室
債務者　後藤　裕太
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
岐阜市茜部新所１丁目２番地、前住所岐阜市柳津町高桑３丁目157番地
債務者　武山　二三
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１３２号
岐阜市茜部新所１丁目２番地、前住所岐阜市柳津町高桑３丁目157番地
債務者　武山　潤資
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１３３号
岐阜市茜部新所１丁目２番地、前住所岐阜市柳津町高桑３丁目157番地
債務者　武山　育美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
岐阜県美濃加茂市本郷町２丁目２番27号　ブランシェ本郷ⅡＡ棟103号室
債務者　丹羽　尚美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１６号
岐阜県可児市長坂４丁目189番地
債務者　大東　史幸
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１２５号
大津市横木１丁目４番12号　プレアール滋賀追分201
債務者　山本　幸正
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
大津地方裁判所民事部